

イギリス・ルネッサンスの Literary Patronage

——序論——

成 沢 和 子

Lytle & Orgel 編の *Patronage in the Renaissance* (Folger Institute Essays) が出版された 1981 年ころから、Tudor・Stuart 朝文学の研究論文に、部分的にせよ patronage に言及したものが散見されはじめ、80 年代末には M. G. Brennan の *Literary Patronage in the English Renaissance: The Pembroke Family* (1988) のように、真っ向からこのテーマを扱った研究書も現れて、patronage に対する新しい関心が広まっているようである。もちろん、patronage 自体は決して「新奇な」概念ではなく、Horace や Virgil を保護した Maecenas の例を持ち出すまでもなく、芸術の存在に深く関わる制度であることは、改めて言うまでもない。こうした視点から、今世紀の初めから 60 年代の、特に歴史的アプローチをとる研究者たちの優れた論文も多い⁽¹⁾。だが、80 年代以降の patronage に対する興味は、明らかにそれまでとは異なる視点からのものである。M. Foucault が打ち出した、権力、歴史についての画期的な思想に触発された新しい歴史的アプローチ、「新歴史主義」は、この伝統的な制度に異なる多様な角度からの光線当て、その未知の姿を照らし出そうとする。例えば、先に上げた Lytle & Orgel 編 *Patronage in the Renaissance* は、地味な学問的論文集という表面上の構成を持っている一方、こうした新たな光によって patronage を再発見しようとする明確な意図が、その構成自体にもうかがえる。ここには 14 編の論文が収められているが、それらの執筆者は、文学研究者(6)、歴史学者(5)、美術史学者(3)であり、それぞれの専門の立場から同一の主題によって論じている。この論集の出版から 10 年を経た今では、これはもう当然のことであり、むしろここに社会学者、哲学者、人類学者、経済学者などが加わっていないのが物足りなくさえ思えるのだが、やはりこの学際的構成の意味は小さくない。こうした総合的なネットワークで patronage を考えようとする態度は、W. L. Gundersheimer による巻頭論文(“Patronage in the Renaissance: An Exploratory Approach”)にも明らかに示されている。

Though for scholarly purpose we normally tend to use the term in more limited senses appropriate to the analytical objectives of our particular disciplines, it is important to recognize that particular patrons, and individual acts of patronage of all kinds and degrees, should be understood not only within their own immediate cultural context. They may also be subsumed within a more encompassing theory concerning the systemic effects of patronage in European social and intellectual history⁽²⁾.

Patronage を“the action of patron in supporting, encouraging, or countenancing a person, institution, work, art, etc.,” (OED : 3) というごく通常の定義で考えるとすれば、これは superior の行為として本質的に power の、そして politics の戦略の問題を含む。歴史学者によるこうした視点からの研究は、むしろ正統的なものとして既存の領域にあったのだろうが⁽³⁾、フーコー以後の歴史観に基づく、あらゆるレベルに浸透する patron-client の関係という概念は、歴史のみならず文学研究の領域でも、刺激的なモチーフとして新たにクローズアップされている。Sharpe & Zwicker eds., *Politics of Discourse* (1987), Alistair Fox, *Politics and Literature in the Reigns of Henry VIII and Henry VIII* (1989), feminism の立場からこの問題を論じた M. P. Hanny ed., *Silent But for the Word* (1985) などその成果も上がっているようである。

このように、最近の patronage 研究は、power, politics, network などのキーワードで説明されるように、極めて今日的な意味を持つ概念の周囲で展開されている。この小論は、こうした点を踏まえて、Tudor・Stuart 両王朝期、つまり、王を中心とする宮廷への権力集中化の完成の過程において、当時の文学に対する Patronage がどのようなものであったかを再確認する作業を通して、イギリス・ルネッサンス期における、文学の位置、文学者の意識形成を見ていこうという、極めて野心的な目標達成⁽⁴⁾のための見取り図のつもりである。

[1]

OED の patronage の項を見ると、第一番目の定義は宗教にかかわるもので、“The right of presenting a qualified person to an ecclesiastical benefice; advowson. Originally, the protection and defence of the rights of a church, which carried with it the right of presentation.”とあり、用例も一番古く1412年のものが引かれている。つまり、教会の権利としての〈advowson〉聖職禄授与権が英語 patronage の最初の意味であった。Advowson は、ルネッサンスの patronage としては華々しきにかける地味なタイプではあるが、その圧倒的な量と、社会と教会の構造に避け難く深い関係を持つ点で重要であった⁽⁵⁾。それは、潜在的な影響力と悪用を含む権力の行使を表し、事実、それを行使出来る者たちにとっては大事な合法的利権だった。

Advowson は教会内部だけで考えられるものではない。Lay patron (俗界のパトロン、具体的には、王、貴族、豪族、政治家など)の存在は、教会の patronage を複雑にする大きな要因であった。Lytle はこの問題を以下のように考察している⁽⁶⁾。Christian clergy と Christian laity の patron の間では、常に巧妙かつ熾烈に駆け引きが行われていた。その力関係が laity に傾くと、俗界の利害が教会内部を支配し、聖職の腐敗が指摘され、これが宗教改革者たちの恰好の口実となった。しかし、皮肉なことに、Reformation によって advowson を強化したのは laity の側であった。宗教的 patronage という視点で、この結果から少しでも注目に値するものが生まれたとすれば、それは宗教内各派による lay advowson についての論争であろう。教会にとって極めて危険を孕んだ俗界からの聖職者支配に対して、それぞれ改革案を提示しての議論は、教会側の強力な反撃に見えたが、しかし、蓋を明けてみれば、Anglicans は大筋ではこれを擁護する立場をとり、Puritans は、少なくとも教区員はこれに同意を与える権利は保有したいと、

未練がましく主張しただけであり、Catholics は lay patronage 自体に対する不安は示さなかった。この論争は、結局のところ、lay-clerical の関係についての根本的な二項対立を解決するには至らず、これによって返って lay patron の現実的力が再認識された、と Lytle は述べている。

先にも引いた *OED* の patronage の第三番目の定義、“The action of a patron in giving influential support, favour, encouragement, or countenance, to a person, institution, work, art, etc.”の最初の用例は1553年のものであるが、しかし、それより前、少なくとも十五世紀の末には、俗界において、実質的にこの定義にあてはまるものが認められるのではないだろうか。戦乱の時代後の York 家と Lancaster 家の王たちは政治に力を注ぎ、次第に中央集権化を実現していき、宮廷は王の権威を現実に表す場、それを見せる舞台として役立つよう形成されていった。王権は Henry VII (1485—1509)の時一段と強化される。King’s Chamber は三部屋になりそのうちの一部屋を Privy Chamber として独立させた。これは小さく質素な王の個室で、ドアは人を近付けないようにしっかり守られ、さらにスタッフは身分の低いものだけに限った。ここで王は貴族たちから離れ、長時間一人で書類に目を通すことができ、政治・行政に関する詳細な知識や情報を得て、自分ですべてを決定した。このようにして、初めて君主のみが政治・権力の唯一の中心になった。教会内部から俗界に抜け出した patronage という《制度》が根を下ろしたのはこの Henry VII の宮廷であった。権力の中心となった王は、これまでの武人タイプではなく、柔軟で説得力のある宮廷人や優秀な行政官を必要とし、政治の門戸をより広い階層の人々に解放した。こうした過程を W. T. MacCaffrey は、次のように説明している。

The factious war-lords of the fifteenth century had required the brutal skills of the armed retainer, half-soldier, half-gangster: now it was the suppler skills of the courtier, suave and persuasive, or the administrator, clear-headed and literate, which were in demand. At the same time there occurred what might be called the “nationalization” of politics. The person of the monarch became the focus of a single, national political world with centripetal force powerful enough to draw into its orbit all rivalries, personal, local, or dynastic⁽⁷⁾.

このような体制下では、側近や官吏の任免権から利権の支配に到るあらゆる権利が王に集中していたので、政治的野心を持ったさまざまな有能な人々が宮廷に引き付けられる。こうした人々の service に対して、君主は“the grant of office and favours”によって応えた。あるいは、これを利用して人々の service を確保する必要もあった。こうして patronage system は政治にとって大きな柱になっていったのである。

Henry VIII (1509—1547)は、基本的に Henry VIIの強力な中央集権政策を受け継いだ。しかも、彼の行った Roman Catholic との絶縁、Anglican Church の設立という英国史上画期的な出来事は、その patronage を一層効果的なものにした。これによって俗世界での唯一の君主は、同時に神の法の執行人“Godly Prince”であるという考え方が広まってゆき、特にプロテスタントは君主への服従を美德とし、君主と国家への service によって honour が得られると考えた。Loy-

alty, honour を示すには、生まれ・家系より徳、武勇より学問・知識が重んじられた。これは宮廷への service は、単に出世のみが目的の欲得ずくの問題ではない、という意味付けが一方で周到になされたということでもある。Henry VIIIは強力なイニシャティブを取って honour system の国家的統一を行った。この際、Catholic 寺院からの没収財産などによる豊富な資産が、彼の patronage の政治的効果を一層高めたことは言うまでもない。

Edward IV, Mary Tudor と続く短い不安定な治世の後即位した Elizabeth I (1558—1603) は、自らに求められた安定した政治的中心としての役割を十分意識していた。事あるごとに、the bride of England, the Virgin Mary 等のイメージを用いて cult の対象としての女王の位置を作り上げる一方で、総ての決定を自分一人でするという、徹底した君主政治を行なった。しかしまた、常に英国社会の支配階級の考え方や利益に即するよう努めたことも事実である。彼女の patronage は、豊かな資産をもっていた Henry VIIIに比べて、厳しく管理され節約を旨としたものだった。本当に価値のある service にしか実質的な favour を与えなかったが、それを極めて巧みに操作し利用して、有能な者たちを周囲に集め、まれに見る繁栄した宮廷政治を実現したのだった。

Elizabeth 女王の時代 favour, rewards として与えられた具体的なものは、MacCaffrey によれば⁽⁸⁾、(1) grants of honour: 貴族の地位／ガーター勲位／ナイト爵位 [初めの二つはあまり授与されなかったので価値があった。ナイト爵位は最も安上がりで有用な loyal favour] (2) office: 宮廷／中央・地方の行政機関／軍隊／不動産管理等の官職約1200。加えて、教会関係の地位。(3) special favours: 課税控除／年金／各種利権／現金の授与。(4) local appointments などであった。このうち honour に関するものは次第に敬遠されだし、地位と利権が中心になっていった。

Patronage は君主の政治的手段として重要なもので、その扱い方によって国家の政治状況が大きく変わる。宮廷の patronage は、いわば、地位と利権の分配による中央集権化を意図したものである。この点から、L. Peck は、patronage の政治的利用に関して、Stuart 朝は Tudor 朝より消極的、非効果的であると見ている⁽⁹⁾。これは、Elizabeth 女王のような絶妙なバランス感覚を持たない James I (1603—1625)の個人的資質の問題でもあり、また当時の政治システムの構造的欠陥——主として地位や官職の絶対数の不足——や財政難のためでもあった。この結果 patronage は争い、不信を引き起こし、腐敗していった。Peck によれば、James I は English patronage system を支配できず、patronage と policy が分離してしまった。つまり、Tudor 王朝が築き上げた政治的 patronage は意味を失っていったのである。

[2]

ルネッサンス文学がその社会の支配的な制度を表象している限り、patron-client 関係というシステムがその根底にあるのは自明であろう。Literary patronage もまた宗教と政治の patronage に深くかかわりつつ存在する。

宮廷があらゆる力の唯一の中心になる以前——宮廷と地方に緩やかに権力が分散していた時代——十四世紀のイギリスでは、地域的で、親密な小グループによる文学に対する sponsorship

があった。詩人はそこで自作を朗読したり、作品が manuscript の形で回し読みされ、グループの人々に楽しみを与えていた。詩人はその文筆の才能によって職を得ることもあるが、詩そのものによって主人に仕えるわけではなく、右筆のような仕事をする者もあったが、文学とは無縁の職種につくことも珍しくなかった。Geoffrey Chaucer はブドウ酒職人の家に生まれ、その詩人としての才能のために“clerk of the King's Work”に出世したが、これは、ロンドン市の橋や城壁などの保守点検を受け持つ役人であつたらしい。J. W. Saunders は、この時代には文学は、人々の意識においても社会的制度からしても、vocation(職業)としては存在せず、avocation(余技)に過ぎなかった、と述べている⁽¹⁰⁾。

戦乱の世を経て、次第に中央集権化が進み、君主のいる宮廷があらゆる力の中心となった Tudor 王朝が成立すると、何等かの特技によって身を立てようとする者は、ことごとく宮廷を目指すようになった。文筆の才能を持った者たちも地域社会の生活に安住していられず、中央を目指して羨ぎを削る。そして、中央では君主が彼らの才能を必要としていたのである。Alistair Fox は、Tudor 朝初期の文学が、政治的混乱の時代に应运生み出され、その役割を担いつつ成長した様子を述べ、この時代の文学の政治との必然的ななかわりを指摘している。

“Almost all the literature written between 1484 and 1550 was produced in response to extremely disturbed and disturbing circumstances, in a world that was undergoing a major historical transformation. Literature played a vital role in the process by which that revolution was brought about, both in the form of propaganda and polemic designed to influence the nature of change, and also in imaginative fiction that served to represent symbolically, and thus helped to clarify, the experience of those who had to live through these times.”⁽¹¹⁾

最高の patron は王で、それに次いで有力な王族・貴族、王の側近の政治家、さらに教会の権力者などが、学問、文筆の才能のある者たちを保護した。Royal patrons の彼らに対する要求は明確であった。第一に、Tudor 家のための歴史を書くこと、第二は、王を称える詩を書くことである。多くの初期 Tudor 朝の文学が、決まり切った conventional なものである、という非難はこうした背景を反映している。そして第三に、子弟の教育のための道徳的書物を準備すること。Henry VII に仕えた John Skelton が、王子 Henry(後の Henry VIII)のために書いた *Speculum Principis* などがその例である。

1509年、Henry VIIIが王位につくと、literary patronage については前王の方針がしばらく引き継がれたが、人脈は一変した。前王の時代には登用されなかった若手のヒューマニストたち、More, Linacre, Erasmus, Ammonio, Colet などが宮廷に入って来た。彼らの役目は、本質的には以前と同じであったが、1527年、王が Catherine of Aragon との離婚問題でローマ教皇と争った事件をきっかけに、大きく変わった。1534年の Act of Supremacy 及び Anglican Church の設立と事態が急転していく中で、彼らに対する patron の要求は、単なる称賛者(encomiast)としてではなく、王の立場を擁護するための宣伝者・論客(propagandist, polemic)として働

くことであった。こうした中で、純粋な創造力による詩人の出る幕はなく、歴史やカノンをも patron の意向によって器用書き換えることができる文筆家が活躍した。Patronage の対象は、はっきりと《実用的な (utile) 文学》へ向けられるようになったのである。

Elizabeth I の治世になっても、実的なものを重視する傾向は見られなくなったわけではないが、王権の確立と政局の安定によって、Tudor 家のために防衛や攻撃の論陣を張る必要はきわめて少なくなった。女王は、才媛の誉れ高く、文芸や演劇に深い共感を示したから、我々は伝統的に宮廷内に地位を占めていた学問・文筆に優れた人々に、本来の才能を発揮させる真の literary patron の誕生を期待するのだが、宮廷の内情はそれほど楽観的なものではなかったようである。宮廷内には、純粋に文芸の才能だけで直接女王に奉仕する者は殆どいなかった。女王のサイフのひもは想像以上に固く、literary patronage に関しては、それを自分の代理人としての主だった貴族や有力な政治家に委ねていた。もちろん、これはサイフのひもだけの問題ではない。自らは総ての patron の頂点にいて、自分の権威を腹心の者に代理行使させることで、国家の中央集権化をはかる、という戦略でもあったのだ⁽¹²⁾。James I は、Elizabeth に比べると、それほど意識的に patronage を操作したとは思われない。王妃 Anne 共々宮廷での Masque 上演では自ら patron としてかなりの出費をしている。しかし、概ね先代女王の基本方針は貫かれていたと思われる。

1550年から1650年ごろの主な Literary patron として名をあげるとすれば、Earl of Leicester, Philip Sidney, William Cecil, それに初代 William Herbert, 二代目夫人 Mary Sidney, 彼女の二人の息子である三代 William, 四代 Philip の Pembroke 家の人々。さらに Queen Anne, Lucy Bedford などの女性の patron の存在も忘れてはならない。

当時の Literary Patron とは、“a sponsor, employer, defender, literary critic, or even as a friend”⁽¹³⁾としての役割を期待されており、これらを満足させる patron を見いだすことが、出世の鍵であった。しかし、現実には厳しく、少数の patron に多くの client が庇護を求めて群ることになる。詩人は、一つの詩を複数(60人、90人という例すらある)の patron 候補に献呈する。Edmund Spenser の *Faerie Queene* は有力な Privy Councillor や女王側近の貴夫人たちにあてた16もの dedicatory sonnets をつけて宮廷全体に献呈されたのである。そのうえ、patron, client 双方の事情の変化によって、patron を変えることは普通で、生涯を通じた patron などはまれであった。要するに client にとって安定した有力な patron 得ることは極めて難しいのが実情だったようである。

[3]

Phoebé Sheavyn⁽¹⁴⁾, J. W. Saunders⁽¹⁵⁾など今世紀の初めから60年代位までの学者の中には、イギリス・ルネッサンス期には、ヨーロッパ大陸的な意味での芸術に対する patronage は認められないという意見を持つ者も少なくなかった。確かに、Tudor・Stuart 朝の状況は、Maecenas と Virgil の古典的な patron-client 関係はさておくとしても、ほぼ同時代のフランスやイタリア都市国家におけるそれとは異質なものがあるようだ。

例えば、イタリア都市国家では、優れた芸術家を数多く擁することは、君主にとって《他に

誇れる名譽である。つまり、小国が power の劣勢にもかかわらず、その存在を誇示できる最上の方策であった。Burckhardt が *Die Kultur der Renaissance in Italien* (1860) の中でルネッサンス芸術の patron として絶賛した、マントヴァ侯爵夫人 Isabella de Este は、その宮廷に Pietro Bembo, Ariosto, Tasso などを出入りさせ、熱心に patron としての役割を果たした。そのため、小国ながらマントヴァ宮廷とその女主人はイタリア中のみならず有力なヨーロッパ諸国にも名声が高く、彼女はその名声を、弱肉強食の世における自国の保全のために十二分に活用した。こうした努力は多かれ少なかれどの都市国家でも行われていたから、多くの芸術家たちを擁した宮廷では、そこを中心にした芸術の流派(school)も生まれた。当然、優れた高名な芸術家は引く手あまたで、clientの方が patron を選ぶという状況もまれではなかった。Isabella de Este でさえ、Leonard de Vinci には何の影響力も持てず、僅かな期間彼女の宮廷に立ち寄った際に、やっと(油絵でなく)デッサンの肖像画⁽¹⁶⁾を一枚書いてもらっただけだった。

イタリアの都市国家とイギリスの patronage について、当時の両者の政治的状況の差、つまり、絶えず近隣を含む他国との生存競争の中にある都市国家と、中央集権が完成しつつあった国家との差は当然あるとして、最も決定的な差は、文化の成熟度である。芸術がそのものとして既に揺るぎない位置を獲得していたヨーロッパ大陸の文化と、未だ揺籃期にあるイギリスの文化では、patronage の在り方に違いがでるのは自明のことであろう。芸術家はその作品によって尊敬と庇護を受け、それが client としての芸術家の目的である、という本来の patronage system が Tudor・Stuart 王朝には見られない。

Jan Van Dorsten はその論文“Literary Patronage in Elizabethan England”⁽¹⁷⁾で、エリザベス朝で最も典型的な patron であった Cecil 家とパリの Morel 家とを比べて、興味深い考察をしている。両家は、プロテスタントとカソリックという宗教上の違い、及び Jean Morel は Lord Burghley, William Cecil のような超大物政治家ではないという差を別とすれば、基本的なパターンはよく似ていた。両夫人とも知的で子供達の教育に熱心、訪れる文人、学者は多く、両家とも1550年代、60年代では主要な国際的サロンであった。また、両サロンの patronage は、共に伝統的な意味から少しはずれた hospitality とか acceptability と呼んだほうがより適切なものであった点でも似ている。しかし、Dorsten は、この二つの文芸の中心に二つの重要な差異を見いだしている。一つは、質の違い。50年代のロンドンには、当時ヨーロッパ西北部で最も進んだ芸術的、知的中心であったパリとは比較にならない。Morel 家のサロンには著名な詩人、学者がきら星のごとく集った。もう一つは、Morel 家では belles-lettres が重んじられたこと。同家には Pléiade の詩人たちをはじめ多くの叙情詩人が受け入れられていた。

Dorsten はこの二つの違いを William Cecil 自身の保守的なイギリス人文主義的姿勢に帰している。だが、これは Cecil 個人の姿勢を越えた問題、つまり、イギリスの政治的、文化的後進性に根差した問題ではなからうか。Cecil 家のサロンではシンポジウムが開かれ、しばしば詩が話題になることもあった、しかしそこから出て来るものは、政治的な援助、何等かの地位への推挙である。Patron としての Cecil が政治的に極めて大きな影響力を持つことにサロンの意味があった。ありていに言えば、文芸は宮廷に力を持つ人物に近付くための手段、client の目的は

宮廷あるいはその周辺に何等かの地位を得ることに外ならない。別の言い方をすれば、当時のイギリスは、作品そのものを対象として芸術家に対する patronage を行うだけの知的水準と資力を兼ね備え、更にそれが政治的に有効性を持ちうる社会ではなかった、ということなのである。Spenser も John Lyly も John Donne も patron に期待したのは、宮廷での役職を得られるよう女王に推挙してもらうことであった。そのために *Fearie Queene* や *Endimion* やたくさんのお優れた“Metaphysical poems”が生まれたのである。

[4]

イギリス・ルネッサンス期の literary patronage を考察する中で、そこに浮かび上がってきた極めてイギリス的な特徴は、patronage の対象として存在するものが、必ずしも文学そのものではないということである。初期 Tudor 朝では、不安定だった王権擁護のための手段として、文芸、学識が重んじられ、君主の周辺には、このような目的で人材が集められ patronage の対象になった。これは、芸術の patronage の始まり方としては、それほど異例というわけではないだろう。ところが、中央集権が確立した Elizabeth 朝、James 朝では、こうした王権擁護の必要は少なくなり、そのための人材も必要なくなった。他方で、芸術そのものを対象として擁護しよう、というところまで国の文化的土壌が育っていなかった。文学を好んだ patron がまったくいなかったというのではないが、彼らの patronage は client に芸術家として十分な生活保障を与えるというようなものにはなっていない。従って、ほとんどの client が望んだのは、なんらかの官職に推挙されることであった。Patronage 自体、芸術の patronage であろうとも、政治絡みの制度であることは自明だが、イギリスの場合、そのバランスが大きく政治に傾いていることがわかる。

この点を考える際に忘れてはならないのは、《職業(vocation)としての文学》という問題であろう。当時のイギリスでは、patron の側にも client の側にも、文学を vocation, つまり、それによって生活を支えると共に社会的地位を得られるものとして考えるつもりは、一般的には、まだなかった。これについては、既に Saunders が *The Profession of English Letters* (1964) で繰り返し指摘している。文学がそのものとして職業と見なされていなかったからこそ、十分な patronage の対象とはなり得ず、詩人は何とかして、まともな職、できれば官職につくことを望んだのだ。イギリスでは、文学は、伝統的な patronage system によっては、ついに職業としての位置を確立できなかったと言ってもよいだろう。

Saunders は、こうした状況を打開して文学を profession として確立していく方法はただ一つ、作品を印刷して商品化し、多くの読者を獲得することである、と述べている。⁽¹⁸⁾これは、著作権とか印税とかの細部の規定はまだないにしても、現在の作家という職業の成り立ち方そのものである。興味深いのは、彼がこの方法を、多くの読者による職業としての文学の確立と考え《collective patronage》と呼んで、patronage system の枠の中でとらえようとしている点である。一人の権力者による patronage から、大勢のなかに分散された力による collective patronage によって、文学は《職業》として確立する。この方法には、Spenser も興味を示し、John Milton は実際にこれを試みて、それなりの成功を取めた。しかし、この時代、圧倒的に

宮廷に力が集中している実状は否定できず、宮廷指向を変えることは、とりもなおさず ambition を放棄することを意味する。こうした状況下では collective patronage はまだ機が熟したとは言えず、一般的には十八世紀初頭まで待たねばならなかった。

しかし、collective patronage という視点から、エリザベス朝には独特の優れた《vocation としての文学の確立》の実例があるのを忘れてはならない。その拠点は Public Theatre である。エリザベス朝の演劇は Public Theatre の誕生によって新しい展開を見せ、劇場経営システムのなかで、《職業としての劇作家》という地位が徐々に確立されていった。多くの場合、劇作家は劇団経営者に台本あるいはプロットのアイディアを売り、それをもとに舞台が製作され、観客が入場料を払ってそれを楽しむ。作家の生活は、劇場経営システムを媒介にして、観客という多数の patron によって支えられる。実際には、当時の劇場経営にかんする経費のなかで、台本作家に対する支払いは、役者に対するより少なかったようであるし、その作品についての著作権はもちろん、芸術作品としての権威も認められていなかったのだから、現代的な意味での《文学者としての自立》にはほど遠い状態だったかもしれない。だが、これは、文学のなかで、詩に先駆けて、演劇が、劇場経営システム全体の中に組み込まれた形とはいえ、観客による collective patronage という新たな局面を開いたものであると言っても良いだろう。

こうしたなかで、William Shakespeare の存在は飛び抜けたものであった。宮内大臣一座の常勤の劇作家 (ordinary poet) 兼俳優であり、さらに数名の仲間との The Globe Theatre の共同経営者でもあった。当時の演劇に携わっていた者の中に、このように台本作者として、俳優としての支払いを受け、さらに劇場経営の利益の配分を受けていた者はいない。Gundersheimer は、Public Theatre という新世界にあって、その中の主要な三つの位置を一人で占めた Shakespeare に、不毛とも言えたイギリス・ルネッサンスにおける literary patronage を脱して、大衆に目を向けた新しい patronage への道を切り開こうとする意志を認めて、以下のように述べている。

The political and social orderings in European societies in the Renaissance are mirrored in their structures of patronage. Could Shakespeare's awareness of this point have led him to prefer the support of the London crowds to that of a single *patronus*? If so, we may view his career less as a product of, than as a departure from and perhaps a challenge to, the traditional relationships that define patronage in the Renaissance.⁽¹⁹⁾

〈注〉

- (1) W. T. MacCaffrey, "Place and Patronage in Elizabethan Politics" in S. T. Bindoff et al eds. *Elizabethan Government and Society*, Univ. of London, 1961 など。
- (2) W. L. Gundersheimer, "Patronage in the Renaissance: An Exploratory Approach" in G. F. Lytle & S. Orgel eds., *Patronage in the Renaissance* (Folger Institute Essays) Princeton Univ. Press, 1981, p.4.

- (3) A. G. Dickens ed., *The Courts of Europe : Politics, Patronage, and Royalty, 1400—1800*, London, 1977 など。
- (4) 筆者は Renaissance Literary Patronage について、目下、有路雍子氏(東京学芸大学)、舟木茂子氏(調布学園女子短期大学)と共同研究中。
- (5) G. F. Lytle, "Religion and the Lay Patron in Reformation England" in Lytle & Orgel eds. *op. cit.*, pp.65—114.
- (6) Lytle, *op. cit.*, pp.86—100.
- (7) MacCaffrey, *op. cit.*, p.95.
- (8) *Ibid.*, pp.102—108.
- (9) L. L. Peck, "Court Patronage and Government Policy : The Jacobean Dilemma" in Lytle & Orgel eds. *op. cit.*, pp.27—46.
- (10) J. W. Saunders, *The Profession of English Letters*, Routledge, 1964, p.30.
- (11) Alistair Fox, *Politics and Literature in the Reigns of Henry VII and Henry VIII*, Basil Blackwell, 1989, p.2.
- (12) Eleanor Rosenberg (*Leicester : Patron of Letters*, 1953), Micheal Brennan (*Literary Patronage in the English Renaissance : The Pembroke Family*, 1988), L. L. Peck (*op. cit.*)など、多少の相違はあるが、同趣旨のものである。
- (13) Brennan, *op. cit.*, p.1.
- (14) *The Literary Profession in the Elizabethan Age*, Manchester, 1906,
- (15) Saunders, *op. cit.*
- (16) 現在、ルーブル美術館に所蔵されている。
- (17) Jan Van Dorsten, "Literary Patrongae in Elizabethan England : The Early Phase", Lytle & Orgel eds. *op. cit.*, pp.191—206.
- (18) Saunders, *op. cit.*, chs. IV, V.
- (19) Gundersheimer, *op. cit.*, p.23.

受付日：1991年10月24日